

ちば人権出前講座 開催の流れ

【実施要領】

ちば人権出前講座事業実施要領

【流れ】

※まずは、お電話にてお問い合わせください。

- ①主催者が原則開催2ヶ月前までに県健康福祉政策課に派遣申請
- ②県健康福祉政策課が講師に講演等を依頼
- ③県健康福祉政策課が主催者及び講師に決定通知
- ④主催者と講師の間で詳細について打合せ

※パソコン、プロジェクター、マイク等の機材の使用を含め、講師と打合せを行い、研修会等の準備をしてください。

- ⑤研修会等の開催
- ⑥主催者が実施後10日以内に実績を報告
- ⑦県健康福祉政策課が講師に謝金等支払い

【フロー図】

